

居宅介護サービス重要事項説明書

《令和6年6月1日現在》

1. 事業者の概要

事業所の名称	有限会社 防府ケア・サービス
主たる事務所の所在地	防府市緑町2丁目4番28号
代表者の氏名	牧野 辰彦
事業所の種類	指定居宅介護事業所 平成18年10月1日 居宅介護 3515600033 重度訪問介護
電話番号	(0835) 22-2021

2. 事業の目的と営業の方針

事業の目的	利用者の立場に立った適切な居宅介護サービスを提供すること。
運営の方針	利用者の心身に特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保険医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. ご利用事業所の職員体制

職種	員数	勤務の体制
介護福祉士	2名	常勤2名 標準的な時間帯 9:00~17:00
ホームヘルパー養成研修 1・2級課程を修了した者	7名	常勤0名 非常勤 7名 標準的な時間帯 9:00~17:00

4. 営業時間

営業日	日曜日から土曜日（終日稼働）
営業時間	9:00 ~ 17:00

5. サービスの概要

入浴介助・清拭	通院介助	調理	買い物
排泄介助	更衣介助	洗濯	薬の受取
食事介助	通院介助	掃除	その他

6. サービス利用料金

居宅介護サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払い頂きます。（別表）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

①利用者負担額の上限等について

- 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- 当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額150円）をお支払い頂きます。

②償還払い

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払い頂きます。この場合、利用者には「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

③サービス利用料金

- 利用者負担の減免について

〔利用者負担に関する月額上限〕

原則として、利用者の自己負担はサービスにかかる費用の1割ですが、世帯の収入状況等により、月額負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月当りの負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯	0円
一般①	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）※20歳以上の入所施設、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般②	上記以外	37,200円

7. サービス取消料

居宅介護サービスを正当な理由なく中止した場合には、以下の通り取消料を頂きます。

前々日までの中止	無料
前日の中止	利用料自己負担分の 50%
当日の中止	利用料自己負担分の 100%

8. 利用料の支払い

利用者は、サービスの利用内容により定められた利用料をお支払い頂きます。なお、毎月、10日までに前月分のご請求をさせていただきますので、20日以内にお支払い下さい。お支払い方法は、銀行振込、郵便局振込、郵便局自動引落、集金の中からご選択頂きます。

9. 苦情申立て窓口

ご相談窓口	○有限会社 防府ケア・サービス ご利用時間 平日 9:00~17:00 ご利用方法 電話 (0835) 22-2021 FAX (0835) 21-8479 担当者 牧野 辰彦 ○防府市健康福祉部障害福祉課 電話 (0835) 25-2387
-------	---

10. 緊急時の対応方法

利用者の家族、主治医又は119番通報致します。

また、緊急連絡先・事業者に連絡し、手順書に従い対処いたします。

11. 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため担当者を設置し、次の措置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備します。

③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

12. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため下記に示すような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、そ

の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止することができない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理や訪問介護員の健康管理を行い、感染症の予防に努めるとともに、次の措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。業務継続計画は定期的に見直しをし、必要に応じて変更します。

また、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

15. 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は厳守します。但し、サービス担当者会議等サービスを提供する上で必要な場合は、利用者の個人情報を用いることに同意します。

私は契約書および本書面により、事業者から居宅介護サービスについての重要事項の説明を受け、了承しました。

この契約を証するため、本書2通を作成し書名捺印の上、利用者及び事業者が1通ずつ保有するものとします。

サービスの概要と利用料金（別表）

1. 障害者総合支援法対象サービス

(1) 平常の時間帯（9：00 から 18：00）の料金

サービス種類		基本単位	自己負担額
身体介護	30分未満	256 単位/回	256 円/回
	30分以上 1時間未満	404 単位/回	404 円/回
	1時間以上 1時間半未満	587 単位/回	587 円/回
通院等介 助（身体 介護を伴 う場合）	1時間半以上 2時間未満	669 単位/回	669 円/回
	2時間以上 2時間半未満	754 単位/回	754 円/回
	2時間半以上 3時間未満	837 単位/回	837 円/回
	3時間以上 3時間半未満	921 単位/回	921 円/回
	以降 30分増すごとに	83 単位/回追加	83 円/回を追加
家事援助	30分未満	106 単位/回	106 円/回
	30分以上 45分未満	153 単位/回	153 円/回
	45分以上 1時間未満	197 単位/回	197 円/回
	1時間以上 1時間 15分未満	239 単位/回	239 円/回
	1時間 15分以上 1時間半未満	275 単位/回	275 円/回
	1時間 30分以上 2時間未満	311 単位/回	311 円/回
	以降 15分増すごとに	35 単位/回追加	35 円/回を追加
通院等介 助（身体 介護を伴 わない場 合）	30分未満	106 単位/回	106 円/回
	30分以上 1時間未満	197 単位/回	197 円/回
	1時間以上 1時間半未満	275 単位/回	275 円/回
	1時間半以上 2時間未満	345 単位/回	345 円/回
	以降 30分増すごとに	69 単位/回追加	69 円/回を追加
加算等	緊急時対応加算	100 単位/回	100 円/回
	初回加算（1月につき）	200 単位/月	200 円/月

(2) その他

早朝（午前 6 時～午前 8 時） 上記料金の 25%増しとなります。

夜間（午後 6 時～午後 10 時） 上記料金の 25%増しとなります。

深夜（午後 10 時～午前 6 時） 上記料金の 50%増しとなります。

(3) 交通費

10. 通常の実施地域に記載してある地域にお住まいの方は無料です。

ただし、通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、交通費実費相当額をお支払頂きます。